特　記　仕　様　書

第１章　一般事項

１　適用

この特記仕様書は、四日市港管理組合（以下「発注者」という）の発注する「第三航路監視所配管配線修繕工事」に適用する。

２　準拠基準等

本工事は契約書、設計書、本特記仕様書、「施工条件明示一覧表」、図面に基づくとともに、本工事に関連する諸法令、条例、その他最新の規格・基準等に従うものとする。なお、主な法令等は以下に示すとおりとする。

（１）電気設備に関する技術基準を定める省令
（２）日本工業規格（ＪＩＳ）
（３）日本電機工業会標準規格（ＪＥＭ）
（４）三重県公共工事共通仕様書
（５）公共建築工事標準仕様書　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（６）四日市港管理組合港湾施設条例及び同施行規則

３　提出書類

受注者は共通仕様書1-1-45の提出書類及び別紙1「提出図書一覧表」に記載している書類を提出するものとする。

（１）受注者は契約締結後速やかに発注者と打ち合せを行い、実施工程表及び安全・訓練等の具体的な計画を含む施工計画書を提出し発注者の承認を得るものとする。
（２）使用する材料、部品、消耗品等については、使用する前に使用材料調書を提出し、発注者の承諾を得ること。
（３）承諾図等の書類については提出図書一覧表を参考とし、工事完成後、発注者の指定するものについて完成図書を作成し製本のうえ提出するものとする。
なお、本工事において、受注者が作成するＣＡＤデータ等も完成図書とあわせて電子媒体により提出するものとする。

４　施工条件の明示

添付の「施工条件明示一覧表」によるものとする。

５　官庁手続き等

受注者は、関係書法令に従い、関係官庁、電力会社その他に対する一切の諸手続きに必要な書類の作成及び届出をおこなうものとする。

第２章　工事に関する一般事項

１　施工管理

（１）受注者は、工事施工にあたって、熟練した技術者及び作業員を派遣して工事の完成に万全を期さなければならない。
（２）受注者は工事施工前に充分な調査をおこない、施工するものとする。
（３）当該施設は港内における船舶交通の安全確保及び交通の流れを円滑にするための施設であるため、船舶の通行状況に充分配慮し、船舶交通に影響がないよう実施時期、工程管理等に慎重を期して施工する。
（４）受注者は既設機器および構造物と関連のある部分については、監督員と打合せのうえ施工するものとする。
（５）受注者が発注者の施設に損傷を与えた場合は、監督員に直ちに報告するととも

に、受注者の負担で監督員の指示に従い、修理または取り替えを行うものとする。
（６）受注者は工事施工にあたって、既設設備に影響を与えないよう充分な養生を施すものとする。

２　その他
（１）本工事施工上必要な軽微な部品及び消耗品は、本工事内に含まれるものとする。
（２）疑義がある場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

第３章　工事

１　工事概要
　第三航路監視所において電線管の腐食が著しく老朽化が進んでいるため、内部に水が浸入しないよう配線・配管の改修を行う。なお、施工にあたっては船舶交通に極力影響を与えないよう仮設配線を行う。

２　設備概要
（１）鉄塔　１基
（２）全体監視カメラ　一式
（３）詳細監視カメラ　一式
（４）信号灯
・２灯式　３台
・４灯式　１１台
・８灯式　３台
・全周灯　１台
（５）信号灯現場制御盤　１台
（６）無線装置　一式
（７）非常用発電機　一式
・交流発電機
・ディーゼルエンジン
・自動始動盤

３　工事内容
（１）第三航路監視所の配線・配管等の改修を行う。
ア　信号灯用露出電線管の改修
・ 信号灯用ケーブル及び埋設配管は既設再使用とする。
イ　日光弁用露出電線管の改修
・ 日光弁専用ケーブル及び日光弁は既設再使用とする。
ウ　ＮＴＴ回線用電線管の改修
・ 配線工事はＮＴＴ㈱による別途工事のため、先行して配管を行うものとする。既設電線管の撤去も本工事に含むものとする。
エ　機器収納庫～歩廊間の引込電線管の改修を行う。
・ 配管改修に伴い配線も更新する。
・ ケーブルの切断・接続はプルボックス内とし、直線接続によるレジン注入工法によるものとする。
オ　上記電線管の改修にあたっては、ねじ無内外面PEライニング鋼管を使用し、防水機能の保持に充分配慮して施工を行う。
・ 必要に応じて専用の補修用塗料にて補修を行うこと。
・ 新設するプルボックスには水抜き穴等により水が浸入した際に確実な排水等ができるような措置を行うこと。
・ プルボックスからコンクリート内の埋設配管に水が浸入しないよう必要な措置を行うこと。
カ　施工にあたっては設備停止時間を極力短くするため仮設配線を行う。

・　信号灯用ケーブルはVCT6c-2sqにて配線するものとする。
※2灯式用はCV3c-2sq、全周灯用はCV2c-2sqにて配線のこと。
キ　本工事に伴う他社利用電源設備の電源線の改修工事は別途とする。
・　施工時期については当該電源設備利用業者と調整の上、決定すること。
ク　撤去した配線・配管類は適正に廃棄処分するものとする。

４　試験

試験項目については次のとおりとするが、詳細は別途協議により決定する。

（１）外観・構造・寸法試験
（２）絶縁抵抗試験
（３）既設設備の動作確認試験
（４）その他社内試験等必要なもの

別紙１

提 出 図 書 一 覧 表

提出図書名	部数	提出時期	備考
製作仕様書			
詳細工程表	1	契約後速やかに	
施工計画書・作業要領書・試験要領書	1	契約後速やかに	
承認願図書	1	契約後速やかに	
工事施工図及び機器配置図			
機器外形寸法図及び内部構造部材図			
機器据付図及び組立図			
主要部品図			
単線結線図及び複線結線図			
配線図及び配線・配管系統図			
予備品一覧表			
その他、発注者が指示するもの			
決定図書（詳細は承認願図書に準じる）			
取扱説明書			
工場・現地試験成績書			
工事記録（写真等）	1		
性能等証明書	1	施工又は試験前	○
機器銘板写し			○
打合記録	1	その都度	
その他必要なもの	1		○

※　○印を付した図書は、別途一括製本したものを完成図書として提出する。
※　既設図面の変更箇所は修正または新規作成し提出するものとする。